「『健康経営』普及支援事業」実施業務委託仕様書

別紙１

１　委託業務名

「健康経営」普及支援事業

２　概要

企業における健康経営の取組みを推進するとともに、国民健康保険被保険者を中心とした県民の生活習慣病予防等の意識向上を図るため、全国健康保険協会富山支部と共催（出資）して開催する「とやま健康経営セミナー 2025」及び「生活習慣病予防のための講演会」について、その運営、広報業務等を委託するもの。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標

３　事業概要

（１）「とやま健康経営セミナー 2025（仮称）」の開催

・日時：令和７年12月頃

・会場：４-②の条件を満たす会場を受注者において提案すること

・対象者：県内の企業経営者、人事労務・健康管理担当者等

・内容：①「とやま健康経営企業大賞」表彰式及び受賞企業による事例発表

②企業向け個別相談会

・健康経営を始めたい、より推進したい企業に向けた相談会

・事前予約制（先着）

・セミナー及び講演会と並行して実施

（２）生活習慣病予防のための講演会の開催

・日時及び場所：（１）とあわせて開催すること

・対象者：国民健康保険被保険者を中心とした県民

・内容：糖尿病・メタボ予防や健康寿命の延伸及び特定健診・特定保健指導に対する県民の意識向上等に関するもの

・セミナー次第（例）

1. 開会あいさつ
2. とやま健康経営企業大賞表彰式

個別相談会

1. 受賞企業による事例発表
2. 講演

４　委託業務内容

　　委託する業務の内容は次のとおりとする。なお、業務の遂行にあたり、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組みについては県と協議のうえ実施すること。

* 1. 出演者への謝礼・旅費の支払いその他出演に関すること

・講演講師への謝礼は100,000円、旅費は東京都からの旅費を見込むこと

・司会者の手配、謝礼・旅費の支払いその他出演に関すること

・司会者への謝礼・旅費は別途見積もること

【出演者について】

〇講演会

・（特非）日本成人病予防協会等からの講師派遣を予定している。

・県で講師の手配等を行うまでは、当該団体等への相談・接触は決して行わないこと

○事例発表

・「とやま健康経営企業大賞」R7年度受賞企業

・富山県厚生部長

・全国健康保険協会富山支部長

○司会者

　○個別相談会　相談受付企業

　・アクサ生命、北陸コカ・コーラ等、連携企業を予定している

・講演講師、事例発表企業及び相談受付企業の手配及び日程調整は県で行うが、事前打ち合わせ、当日の応対等、準備・実施に必要な業務は、県と調整のうえ受注者において行うこと

* 1. 進行管理・運営等に関すること

・以下の条件を満たす会場を受注者において確保し、設営、撤収、当日の演出及び所要経費の支払いを行うこと

【会場条件】

・150人以上の収容が可能であること（机、椅子含む）

・ステージを備えていること

・控室（スタッフ用含む）を５室以上備えていること

・当日の進行台本、会場レイアウト（出演者動線含む）、人員体制及び緊急時対応体制等を含んだ運営マニュアルを作成し、事前に県と協議して承認を得ること

・会場配布用レジュメの作成及び参加者への配布を行うこと

・県と協議のうえ、参加者に対するアンケートの作成、調査及び集計を行うこと

・その他企画の実施に必要な準備一切（支払い含む）を行うこと

* 1. 広報、参加受付に関すること

・受託者において効果的な広報を企画し、実施すること

・イベントは事前申込制とし、申込受付を行うこと。なお、定員は３（１）（２）あわせて150名とする

・個別相談会参加希望企業の事前予約をあわせて受付、管理すること

・申込状況を定期的に県へ報告すること

・申込に係る問合せへの対応を行うこと

５　その他業務実施上の注意

1. セミナーは県と協会けんぽ富山支部の共催であるが、委託費は県からの1,990千円以外にはないため、注意すること
2. 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる業務についても、あわせて実施すること

６　留意事項

・事業の実施においては、県に対して緊密に進捗状況等を報告、確認し、県の指示のもと必要に応じた修正を随時行うこと

・事業の実施にあたり業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、県と協議すること

・成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県の保有とすること

・成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができること。但し、制作の都合上止むを得ず、著作権等を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、県の了解を得ること。富山県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること

・特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと

・この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と協議すること

７　業務委託期間

契約締結の日から令和８年３月31日まで